

工事費内訳書の取り扱いについて

鳥羽市 総務課
鳥羽市 水道課

競争入札における工事費内訳書（積算内訳書）については下記のとおりといたしますので、入札の際にはご留意いただきますようお願いいたします。

記

- ・原則として、様式は公告（指名）の際に指定したものを使用してください。
- ・用紙の枚数を減少するためや、縦・横を変更するなど、指定する様式を変更する場合は、内訳書の要素（工事名・入札者・指定した工種）を変更しないようにしてください。内訳書の要素が欠落した場合は、内訳書を無効とし、その入札を失格としますのでご注意ください。
- ・内訳書が複数枚にわたる場合には、ホチキス止めをして、バラバラにならないようにしてください。
- ・入札者名は内訳書全ての頁に記入してください。未記入の頁がある場合は内訳書の要素の欠落とし、内訳書を無効とし、その入札を失格としますのでご注意ください。
- ・代表者印は1枚目には必ず押印ください。（2枚目以降は押印しなくても構いません。）内訳書1枚目に代表者印がない場合は内訳書を無効とし、その入札を失格としますのでご注意ください。

その他、不明な点については総務課契約管財係（25-1122）にお問い合わせください。